衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票日は10月22日(日)です

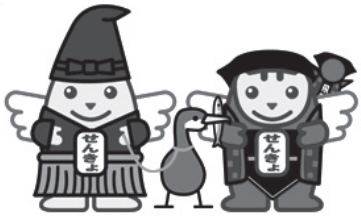

10月22日(日)は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

投票は、小選挙区選出議員(岐阜県第4区・定数1)、比例代表選出議員(東海選挙区)、および最高裁判所裁判官の良否を決める国民審査です。

◆投票できる方

①平成11年10月23日以前に生まれ、平成29年7月9日以前から引き続き市内に住民登録している方。

②高山市の選挙人名簿に登録されていて、平成29年6月22日以降に高山市から転出し、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない方

◆投票時間および投票所

午前7時～午後8時(一部投票所を除く)。投票所の地図は入場券のハガキに掲載しています。

◆入場券

入場券に記載されている投票所をご確認のうえ、1人分ずつ切り離してご持参ください。

※投票所入場券は、郵送で送付しています。10月18日(水)になっても入場券が届いていない場合はご連絡ください。

※なお、入場券が届く前でも、期日前投票はできます。

◆投票の順序と方法

①小選挙区選挙

うすい桃色の投票用紙に、選挙区に立候補している候補者の氏名を記入します。

第四十八回
衆議院小選挙区選出議員選挙投票
うすい桃色の投票用紙
候補者氏名を記入

②比例代表選挙

うすい水色の投票用紙に、政党などの名称、または略称を記入します

第四十八回
衆議院比例代表選出議員選挙投票
うすい水色の投票用紙
政党などの名称または略称を記入

③最高裁判所裁判官国民審査

うすい緑色の投票用紙に記載してある最高裁判所裁判官の氏名の上の欄に、やめさせたい場合は×を記入します。

◆選挙公報

選挙公報は10月16日(月)～20日(金)までに配布する予定です。

◆期日前投票所開設中

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などがあり投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう。下記の期日前投票所で投票ができます。

なお、期日前投票する際は窓口で「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入いただきます。この宣誓書は事前に市HPからダウンロードして記入のうえ、持参することもできます。

広報ID 1008776

◆代理投票と点字投票

障がいなどで投票用紙に文字を記載できない方のために、代理投票制度があります。この制度は、投票管理者に申請することで、投票事務従事者の中から補助員2人が定められ、そのうち1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおりに記入されたことを確認するものです。

また投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできます。

●市内の期日前投票所

場所	開設日	投票時間	10月 11(水)	～	15(日)	16(月)	17(火)	18(水)	19(木)	20(金)	21(土)	22(日)
市役所	10月11日(水)～10月21日(土)(計11日間)	午前8時30分～午後8時	開設日									投票日
各支所	10月15日(日)～10月21日(土)(計7日間)				開設日							

※「アピタ飛騨高山店」および「まちスポ飛騨高山」での期日前投票は10月14日(土)で終了しました。